自然災害発生時における業務継続計画

法人名	株式会社ムッシュ	種別	児童発達支援 放課後等デイサービス
代表者	西村　大悟	管理者	須磨　健太
所在地	大阪市天王寺区 上本町 8-7-8	電話番号	06-4302-4833

2024 年３月１日

2025 年３月１日改定

1. 総論

（1） 基本方針

施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載する。

本計画は、大地震等の自然災害や感染症のまん延などをはじめとする突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるをえなくなった場合でも可能な限り短期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

（2） 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

主な役割	部署・役職	氏名	補足
統括責任者	法人代表	[redacted]	
BCP の策定及び見直し	管理者・児童発達支援管理責任者（放デイ）		
職員への研修・訓練の計画	管理者・児童発達支援管理責任者（放デイ）		
職員への研修・訓練の計画	児童発達支援		

＊法人代表、児童発達支援管理責任者に法人副代表を加えたメンバーで
災害対策推進チームを構成する。
当該チームは BCP（自然災害）を推進する。

（3） リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

大阪市災害想定(震度分布・液状化予測・津波浸水想定)、水害ハザードマップを
当該、災害発生時における業務継続計画の巻末にファイリングする。
なお、周知徹底のため、施設内（エントランス及び更衣室）に掲示する。

② 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

＜南海トラフ巨大地震＞

大阪府域における南海トラフ巨大地震の被害想定（人的被害・建物被害）及び（ライフライン等施設被害・経済被害等）を確認。

当該、災害発生時における業務継続計画の巻末にファイリングする。

なお、周知徹底のため、施設内（エントランス及び更衣室）に掲示する。

交通被害

道路：大阪市 HP/南海トラフ巨大地震の被害想定（ライフライン等施設被害・経済被害等）巻末添付

橋梁：大阪市 HP/南海トラフ巨大地震の被害想定（ライフライン等施設被害・経済被害等）巻末添付

鉄道：大阪市 HP/南海トラフ巨大地震の被害想定（ライフライン等施設被害・経済被害等）巻末添付

ライフライン

上水：大阪市 HP/南海トラフ巨大地震の被害想定（ライフライン等施設被害・経済被害等）巻末添付

下水：大阪市 HP/南海トラフ巨大地震の被害想定（ライフライン等施設被害・経済被害等）巻末添付

電気：大阪市 HP/南海トラフ巨大地震の被害想定（ライフライン等施設被害・経済被害等）巻末添付

ガス：大阪市 HP/南海トラフ巨大地震の被害想定（ライフライン等施設被害・経済被害等）巻末添付

通信：大阪市 HP/南海トラフ巨大地震の被害想定（ライフライン等施設被害・経済被害等）巻末添付

【自施設で想定される影響】

	直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 か月後
電力（停電率）	55.0%	12.1%	8.3%	6.4%	6.0%
上水道（断水率）	100%	50.6%	48.2%	45.7%	16.4%
下水道（機能支障率）	5.4%	5.4%	4.0%	0.5%	0%
ガス（供給停止率）	22.6%	22.4%	22.1%	20.1%	5.3%
固定電話（不通契約数）	47.8%	16.6%	13.9%	11.9%	6.8%
携帯電話（停波基地局率）	34.1%	17.3%	12.4%	11.2%	11.7%

（4） 研修・訓練の実施、ＢＣＰの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

年２回の実施が求められている避難訓練と合わせて、年１回以上の研修、
年１回以上の訓練を実施する。

② ＢＣＰの検証・見直し

施設代表、管理者、児童発達支援管理責任者は、虐待防止委員会/委員を兼務する。
月１回開催の虐待防止委員会と災害対策推進チームのミーティングを
同時開催することにより、確実に災害対策推進チームのミーティングを開催し
検証、見直しを図るものとする。
なお、ミーティングの内容は公示（回覧）することで他スタッフと共有し、
合わせて、スタッフの意見を積極的に広聴するものとする。

改善点が発見された場合には速やかに当該計画を修正し修正内容の共有化を図る。

2. 平常時の対応

（1） 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物本体	新耐震基準建築物であるが、定期的な検査を検討する。	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
エレベーター	年１回の検査の実施	
消火器	設置確認と定期的な使用期限の確認	
家具/書庫等	転倒防止対策の実施	

③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	・ハザードマップの確認 ・溝の詰まり等の確認（月１回）	
外壁損傷による浸水	・令和 5 年度 12 月補修工事完了。	
暴風雨による危険性の確認	・正面公園の樹木、遊具等の確認（月１回）	

（2） 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
パソコン/タブレット	家庭用バッテリーを用意する。 常にフル充電を心掛ける。
スマホ/携帯電話	家庭用バッテリー/モバイルバッテリーを用意する。 常にフル充電を心掛ける。
自動車	燃料残が 50%を割り込まないようにこまめに給油することを心掛ける。
照明器具	充電式・電池式ランタン/懐中電灯
ラジオ	電池式
冷蔵庫・冷凍庫	夏場は保冷剤を備蓄する。
暖房器具	毛布/カイロ

（3） ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
湯沸かし	電気ポット/家庭用バッテリーで対応

（4） 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

職員＋利用者数≒30 人 X 2L X 1 日分の飲料水を確保する。
保存期間に留意（長期保存水/5 年保存）を備蓄する。

② 生活用水

簡易ポリタンク 20L X 5 個　100L　貯水しておく
（1 階北側/主水槽 1000L を有効利用する）

（5） 通信が麻痺した場合の対策

・固定電話/フレッツ光　4 回線
・事業所の携帯電話　4 台
・ノートパソコン　4 台（ネット接続可）
・タブレット　3 台（ネット接続可）
・デスクトップパソコン　4 台（ネット接続可）
・1 階、2 階、3 階、5 階は無線ラン接続可能な環境
・職員個人の携帯（ライン可）

（6） システムが停止した場合の対策

・パソコン及び書庫は全て 2 階以上に設置している。ハザードマップで確認すると南海トラフ巨大地震の被害想定で浸水 50ｃm以下であるので、パソコン等が水没しデータが失われる可能性は低いと考えます。
・紙データは PDF でデジタル管理を行う。デジタルデータの管理場所は、各パソコン端末、サーバー、クラウドに重複して保存し紙出力も並行して書庫で保管する。
出来る限りデータが失われる可能性を最小化するよう対策します。

（7）衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

1・簡易トイレ及び消臭固形剤の備蓄をする。
2・電気/水道が止まった場合
・速やかに簡易トイレを設置し使用する。
・排泄物や使用済みのおむつなど、所定のゴミ置き場へ保管する。
・汚物には消臭固形剤を使用する。

【職員】

1・利用者とは別に、職員の簡易トイレを備蓄する。
2・電気/水道が止まった場合
・速やかに簡易トイレを設置し使用する。
（設置場所は【男性　1 階共有トイレ横の洗面スペース】
【女性は　7 階女性トイレ内】

② 汚物対策

・排泄物などはビニール袋などに入れ消臭凝固剤を使用して密閉する。
利用者の出入りのない場所（建物 1 階北側/外部非常階段のした）に保管する。
（ゴミの未回収が長期に渡ることを考慮し、屋外に大型のゴミ箱を設置する）

（8） 必要品の備蓄

別表①として巻末に添付

（9） 資金手当て

・火災保険に加入済み・・・（AIG 損害保険株式会社）
証券番号・・・22W19826595
（但し、火災などによる休業等に対する補償の特約はない）

・手元金（常時 20 万円を金庫にて保管）

3. 緊急時の対応

（1） ＢＣＰ発動基準

【地震による発動基準】

・大阪市周辺において、震度 6 以上の甚大な被害が想定される地震が発生し、被災状況や社会的混乱を勘案し、代表者（西村大悟）【不在の場合は管理者（須磨健太)】が必要と判断した場合、代表者もしくは管理者の指示により BCP を発動し対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

・大阪市に大雨洪水警報及び大雨特別警報が発令され甚大な被害が想定される場合、
代表者（西村大悟）【不在の場合は管理者（須磨健太)】が必要と判断した場合、
代表者もしくは管理者の指示により BCP を発動し対策本部を設置する。
但し、弊施設が高台に立地し津波や洪水の発生リスクが低い地域性であることも
総合的に勘案し判断するものとする。

代表者	管理者	代替者
西村大悟	須磨健太	西村亜紀

（2） 行動基準

災害発生時の行動指針は下記の通りとする。

① 自身及び利用者の安全確保
② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
③ 地域との連携
④ 情報発信

平常時	日常点検　訓練/見直し 情報交換　情報共有
	↓
直　後	命を守る行動（安全確保/避難）
	↓
当　日	二次災害対策（避難場所の確保等）

↓

体制確保後　　事業再開

↓

体制回復後　　通常営業再開

↓

完全復旧後　　評価/反省/見直し

・連携・・・・・事業所間連携/行政/関係機関連携
・情報発信・・・利用者家族安否情報/事業所情報
・支援体制確保

（3） 対応体制

スタッフ配置のその役割

担当する役割	主	副
地震防災活動班	[redacted]	[redacted]
情報/地域班		
消火班		
応急物資班		
安全指導班		
救護班		

地震防災活動班

・地震対策応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。

情報/地域班

・行政と連絡をとり正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぐ。
　地震防災活動班（主・副）に報告し、利用家族へ状況説明を行う。
　また、可能な限りその記録をとる。
・地域住民や近隣の福祉施設と協力し救護活動を行う。
　ボランティアの受け入れなど。

消化班

・地震発生直後、直ちに火元を確認する。発火の防止に万全を期すとともに
　発火の際は消化活動を行う。

応急物資班

・食料、飲料水の確保に努めるとともに飲料水の配布を行う。

安全指導班

・利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し地震防災活動班へ報告する。
　地震防災活動班の指示により利用者の避難誘導を行う。

救護班

・負傷者の救出、応急処置及び病院などへの搬送を行う。

（4） 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第１候補場所	第２候補場所	第３候補場所
建物２階　事務所	建物１階　北側デスク	

（5） 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】
・震災発生時は電話、ライン等にて利用者及び家族の安否確認を行う。
（震災防止対策班（主・副）に報告する）
・安否確認シートを使用し漏れがないことを確認する。
（安否確認シート　別紙②を巻末に添付）
・お預かり時に負傷者が発生した場合には応急処置を行い、必要な場合は
近隣の救急指定行院へ搬送する。
天王寺区の救急指定病院
・大阪警察病院・大阪赤十字病院

【医療機関への搬送方法】
・主として救急車の要請を行う。しかし、震災発生時は対応が難しくなることが多く、
状況によっては施設所有の自家用車を使用し搬送する。
（この際、施設内のスタッフ配置、周辺の道路状況をしっかり確認した上で
焦らず行動することを徹底する。）

② 職員の安否確認

【施設内】
・職員の安否確認は利用者の安否確認と合わせて行う。
（震災防止対策班（主・副）に報告する）
・安否確認シートを使用し漏れがないことを確認する。
（安否確認シート　別紙③を巻末に添付）

【自宅等】
・自宅等で被災した場合、ラインの安否確認を主として使用する。
・電話の通話が可能な場合、事業所に被災状況の報告を行う。

（6） 職員の参集基準

大阪市周辺において、震度５以上の一定の被害が想定される地震が発生した場合、
被災状況や社会的混乱を総合的に鑑み、代表者（西村大悟）【不在の場合は管理者（須磨健太)】が開所を決定した場合について、下記の条件にて職員の参集を行う。

１・本人に怪我や体調不良があること。
２・家族及び同居人に怪我や体調不良があること。
３・住居の倒壊や倒壊の恐れがある損傷、があること。
４・通常使用する公共交通機関が停止し、他の代替路線も停止していること。

上記 1～4 のいずれかに当てはまる場合、その職員の参集は行わない。

（7） 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第１避難場所	第２避難場所
避難場所	・玄関前スペース	・利用者が多く、第一避難場所が混雑する場合、施設外第 1 避難場所へ退避する。
避難方法	・停電や緊急停止する恐れからエレベーターは使用しない。 ・フロアの移動は南北２つの非常階段を使用する。主として南側屋内非常階段を使用するが、その安全性や利用者数を鑑み、地震防災活動班の決定のもと屋外退避ルートを確定する。 ・できる限り大きな声で的確な指示を行う。 ・落下物や飛散したガラス片には特に注意を払う。	

【施設外】

	第１避難場所	第２避難場所
避難場所	上八公園	五条小学校
避難方法	・下足箱への動線がエレベーターになるため、利用者各自の靴を使用できない可能性が高くなる。 ・利用者人数分のサンダル（着脱がしやすく歩行しやすいもの）を指導訓練室（３階、５階）の南側屋内非常階段に配置。 指導訓練室内にてサンダルを履き屋外に退避。 ・その後、上八公園へ退避する。	

（８） 重要業務の継続

	発災後６時間	発災後１日	発災後４日	発災後７日
出勤率	不確定	60%	80%	90%
非常食の備蓄	100%	80%	20%	0%
飲料水の備蓄	100%	40%	0%	0%
生活用水の備蓄	100%	40%	0%	0%
電力（停電率）	55.0%	12.1%	8.3%	6.4%
上水道（断水率）	100%	50.6%	48.2%	45.7%
下水道（機能支障率）	5.4%	5.4%	4.0%	0.5%
ガス（供給停止率）	22.6%	22.4%	22.1%	20.1%
固定電話（不通契約数）	47.8%	16.6%	13.9%	11.9%
携帯電話（停波基地局率）	34.1%	17.3%	12.4%	11.2%
業務基準	・利用者・職員の安全確保を第一とする。 ・利用者の保護者への安全な引き渡し。	・帰宅困難の利用者が発生した場合、安全と生命を守るための人員が確保できるか、十分に検討する。	・被災状況と出勤率を勘案し安全と生命を守るための人員が確保できれば営業を再開する。	・ほぼ通常通りの再開を目指す。

１・出勤率について
【発災後６時間】は発災時刻によってその出勤率は大きく異なることから不確定と記した。
【発災後１日後】以降は公共交通機関の運休状況の想定が難しいながら徒歩通勤圏の職員が６名程度在籍することから一定の出勤率は確保できるとの予測から数値を決定した。
２・食料/飲料水の備蓄について
日用品の店舗が数日間営業を行えない事態を想定し数値を決定した。

（９） 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
男女各更衣室	男女各更衣室/応接室 男性/５階　女性３階　各指導訓練室

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】
・参集できる職員数による、その負荷について十分に留意する。
・参集できる職員数により利用者についても各家庭での生活に支障がない場合、状況に応じて利用自粛をお願いし負荷が多くならないよう留意する。
・参集できる職員数が常時の 50%を割り込む場合は休業の検討を行う。

（１０） 復旧対応

① 破損個所の確認

＜建物・設備の被害点検シート＞別紙④として巻末に添付

対象		状況（いずれかに〇）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電　／　不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	ガス	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	送迎者	利用可能／利用不可	
建物・設備（フロア単位）	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

別紙⑤として巻末に添付

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

・代表者と管理者、児童発達支援管理責任者が協議の上行う。

4. 他施設との連携

（1） 連携体制の構築

① 連携先との協議

・現在、連携体制は構築されていない。今後、検討していきます。

② 連携協定書の締結

・現在、連携体制は構築されていないため、協定書は締結できていません。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
上本町ぼく小児科	06-6775-1053	協力医療機関

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
天王寺区役所　保険福祉課	06-6774-9857	

（2） 連携対応

① 事前準備

・まずは地域のネットワーク等の構築に取り組む。

事業所間連携

・合同防災研修
・その他、合同イベント

地域交流

・事業所の情報発信、事業所イベントへの招待
・緊急連絡先の交換等

② 利用者情報の整理

・緊急連絡先リストを用意する。
別紙⑥として巻末に添付

③ 共同訓練

・自治体主体の防災訓練の参加。
・防火訓練（年２回）の内、年１階は消防署員の指導を受け行う。

5. 地域との連携

（1）　被災時の職員の派遣

（災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録）

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

・今後検討する。

（2）　福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

今後検討する

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

今後検討する。

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】
・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡策先の把握にあたっては、
複数の連絡先や連絡手段（固定電話・携帯電話・メール等）を把握しておく。
・平常時から地域の避難方法や避難場所に関する情報に留意し、地域の関係機関
（行政・自治会・事業所団体等）と良好な関係性を築く。

【災害が予想される場合の対応】
・台風などの甚大な被害が予想される場合においては、サービスの休止・縮小を
余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、
利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】
・サービス提供を長時間休止する場合、必要に応じて、他事業所のサービス等への
変更を検討し相談員さんとも密に連携する。
・利用時に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している
緊急連絡先を活用し利用者家族への安否状況の連絡を行う。
利用者の安全確保や家族への連絡の状況を踏まえ、順次帰宅の支援をする。
帰宅が困難な場合も予想されるので家族の協力を得た上で、
各関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移動等で
対応する。

＜更新履歴＞

更新日	更新内容	更新者
2024 年 1 月 10 日	新規作成	西村大悟
2024 年 3 月 1 日	児童発達支援管理責任者/管理者」変更	西村大悟
2025 年 3 月 1 日	P2.推進体制メンバー変更。P7.通信が麻痺した場合の対策のパソコン、タブレット、無線ラン台数等変更。P11.対応体制メンバー変更。P13.参集基準、管理者を修正。	須磨健太